

1 一般廃棄物^(※)の状況と対策

(1) 一般廃棄物の状況

ごみ排出量は、平成元年度以降は横ばいの状況となっている。これは、ごみの減量化・リサイクルに対する意識が徐々に浸透してきたためと思われるが、依然その量は多量で、質も多様化している。

平成8年度は、県下で1日当たり1,914tのごみが排出されており、前年度比で約2.3%増となっている。また、県民1人1日当たりの排出量は978gで、前年度と比べてわずかに増加している。

図5-1：県民1人1日当たりのごみ排出量

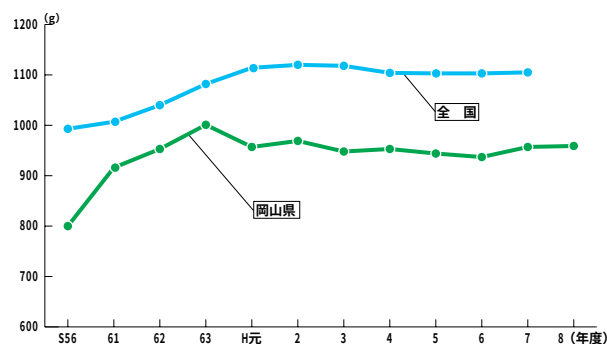


表5-1：ごみ排出量及び処理状況

年 度	56	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8
総 人 口 (千人)	1,886	1,928	1,932	1,934	1,937	1,938	1,940	1,944	1,947	1,951	1,955	1,957
総 排 出 量 (t/日)	1,509	1,766	1,841	1,937	1,854	1,877	1,839	1,853	1,837	1,828	1,871	1,914
処 理 量 (t/日)	1,393	1,690	1,769	1,859	1,782	1,804	1,757	1,756	1,750	1,755	1,783	1,826
焼 却 処 理 量	1,106	1,189	1,266	1,319	1,368	1,364	1,357	1,346	1,347	1,365	1,421	1,463
埋 立 処 分 量	287	473	469	494	366	381	351	356	330	316	268	259
資 源 化 量							49	54	73	74	94	104
その他の処理量		28	34	46	48	59	0	0	0	0	0	0
自家処理量 (t/日)	116	76	72	78	72	73	82	97	87	73	88	88

(注) 平成3年度より廃棄物実態調査方法の変更により「資源化・その他の処理量」が「資源化」と「その他の処理量」に区分された。

●ごみ処理の状況

ごみ処理の方法は、焼却、埋立、資源化（コンポストを含む。）及び自家処理に大別できる。

平成8年度の総排出量の内、市町村による処理が95.4%、自家処理が4.6%となっている。市町村処理の内訳は、焼却処理が80.1%（1,463t／日）、埋立が14.2%（259t／日）、資源化（コンポストを含む。）が5.7%（104t／日）となっている。

埋立処分場の延命化を図る観点などから資源化に努めているため、埋立量は年々減少している。

●ごみ処理施設の状況

焼却施設は36施設あり、処理能力は2,556t／日となっている。

粗大ごみ処理施設は12施設が稼働中で、処理能力は326t／日となっている。

最終処分場^(※)は平成9年度末には48か所あり、残余容量は約141万m³となっている。今後、新たな最終処分場が整備されないと仮定すれば約8年で満杯となることが予想され、最終処分場の整備は急務となっている。

●リサイクルの推進状況

リサイクルを中心に、経済、エネルギー、環境が

図5-3：ごみ処理方法別の処理状況

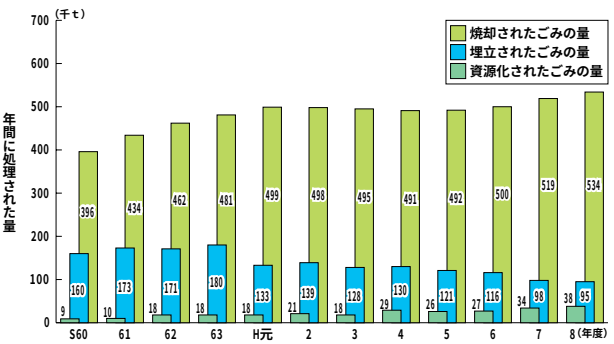


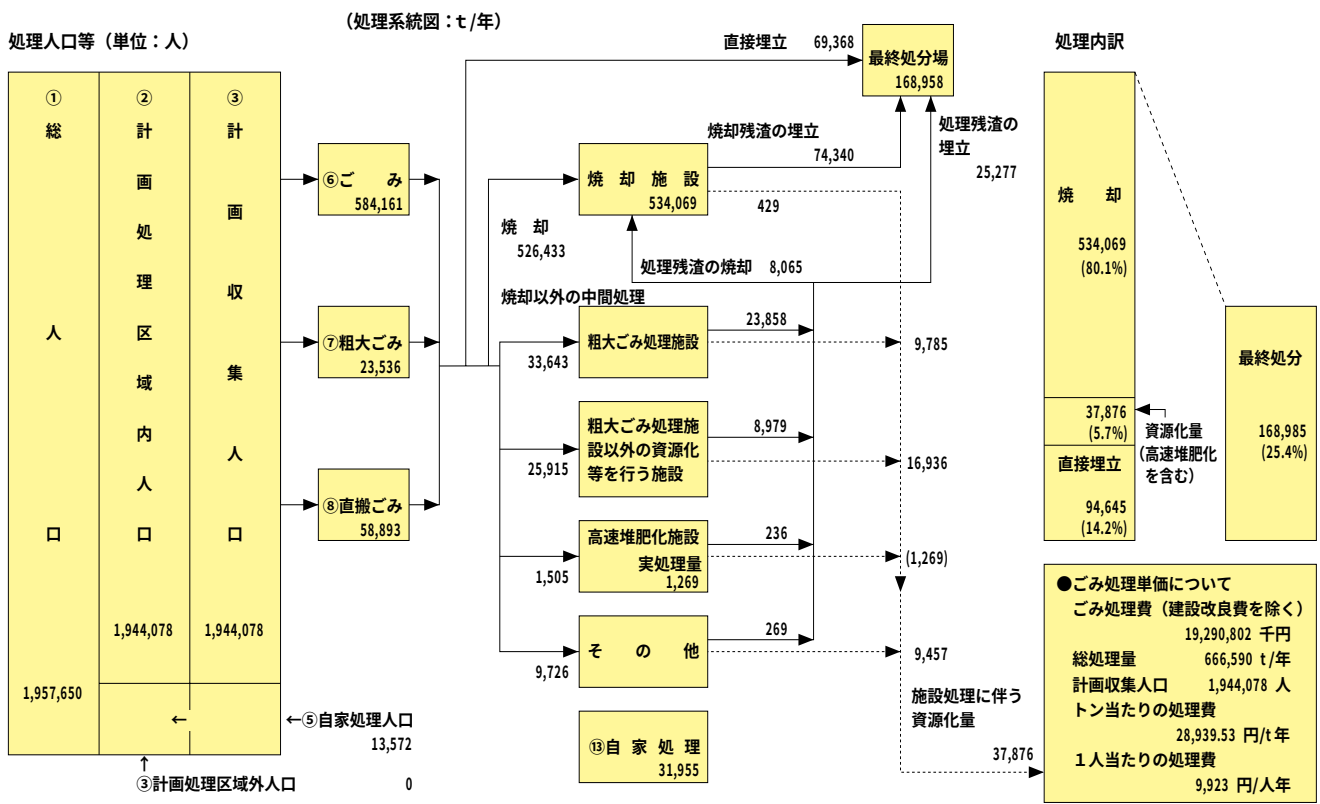
表5-2：焼却施設（平成9年度末）

種 類	機 械 化 バ ッ ク	准 連 続	全 連 続	合 計
施 設 数	28	2	6	36
処理能力(t／日)	666	210	1,680	2,556

表5-3：最終処分場（平成9年度）

最 終 処 分 場 数					全 体 容 量 千m ³	残 余 容 量 千m ³	年間埋立実績 千t
山間	平地	海面	水面	合計			
40	8	0	0	48	3,331	1,413	170

図5-2：ごみ処理の状況（平成8年度実績）



調和する循環型社会^(※)の形成を目指すため、平成6年度に「岡山県リサイクル推進行動計画」を策定している。この計画では、当面、平成15年度にはリサイクル率を15%にすることを目標としている。なお、リサイクル率とは、ごみの総排出量の内、市町村で資源化されたものと町内会などの集団回収で資源化されたものの割合である。

また、平成8年度末現在、資源ごみの分別収集は29市町村で実施されている。

●し尿の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理方法は、し尿処理施設、下水道施設、農村還元到大別される。

平成8年度の総排出量の内96%（810千 $\text{k}\ell$ ）が市町村で処理されており、自家処理が4%（35千 $\text{k}\ell$ ）となっている。市町村処理の内訳は、し尿処理施設での処理が86.8%（733千 $\text{k}\ell$ ）、下水道施設が11.8%（100千 $\text{k}\ell$ ）、農村還元が0.3%（3千 $\text{k}\ell$ ）となっている。

平成9年度末現在で稼働中のし尿処理施設は、23施設となっている。

表5-4：リサイクル率の推移

区 分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
リサイクル率(%)	9.7	9.9	11.0	11.8

し尿の排出量は、下水道の整備が年々進んでいる反面、合併処理浄化槽の増加に伴う汚泥が増加しているため、収集処理量は増加している。なお、平成8年度におけるし尿の総排出量は883千 $\text{k}\ell$ で、1人1日当たりの排出量は1.2 ℓ である。

図5-4：し尿処理の推移

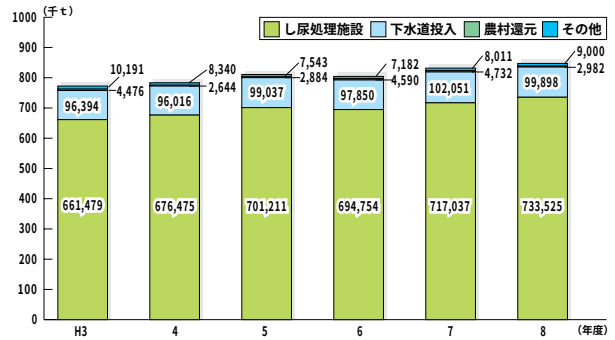


表5-6：し尿処理施設の処理方式別設置状況

処 理 方 式	施 設 数
標 準 脱 窒 素 処 理 方 式	8
嫌 気 性 消 化 活 性 汚 泥 法 処 理 方 式	5
好 気 性 処 理 活 性 汚 泥 法 方 式	2
高 負 荷 膜 処 理 方 式	3
高 負 荷 脱 窒 素 処 理 方 式	2
そ の 他	3
合 計	23

表5-5：分別収集の状況（平成8年度末）

区 分	市町村数	市 町 村 名	主 な 分 別 内 容
5種分別	2	岡山市、倉敷市	可燃、不燃、粗大、資源、その他
4種分別	17	津山市、玉野市、新見市、備前市、建部町、日生町、牛窓町、邑久町、長船町、瀬崎町、早島町、鴨方町、北房町、哲西町、落合町、旭 町、久米南町	可燃、不燃、資源、粗大
3種分別	37	笠岡市、総社市、高梁市、御津町、加茂川町、山陽町、赤坂町、熊山町、吉井町、吉永町、和気町、佐伯町、金光町、寄島町、里庄町、矢掛町、美星町、有漢町、賀陽町、成羽町、川上町、備中町、大佐町、神郷町、哲多町、勝山町、湯原町、久世町、川上村、八束村、中和村、鏡野町、勝央町、奈義町、勝北町、中央町、久米町	可燃、不燃、粗大
	10	井原市、瀬戸町、清音村、勝田町、大原町、東栗倉村、西栗倉村、美作町、作東町、英田町	可燃、不燃、資源
2種分別	11	山手村、船穂町、芳井町、真備町、美甘村、新庄村、加茂町、富 村、奥津町、上斎原村、柵原町	可燃、不燃
1種分別	1	阿波村	可燃

図5-5：し尿処理の状況（平成8年度実績）

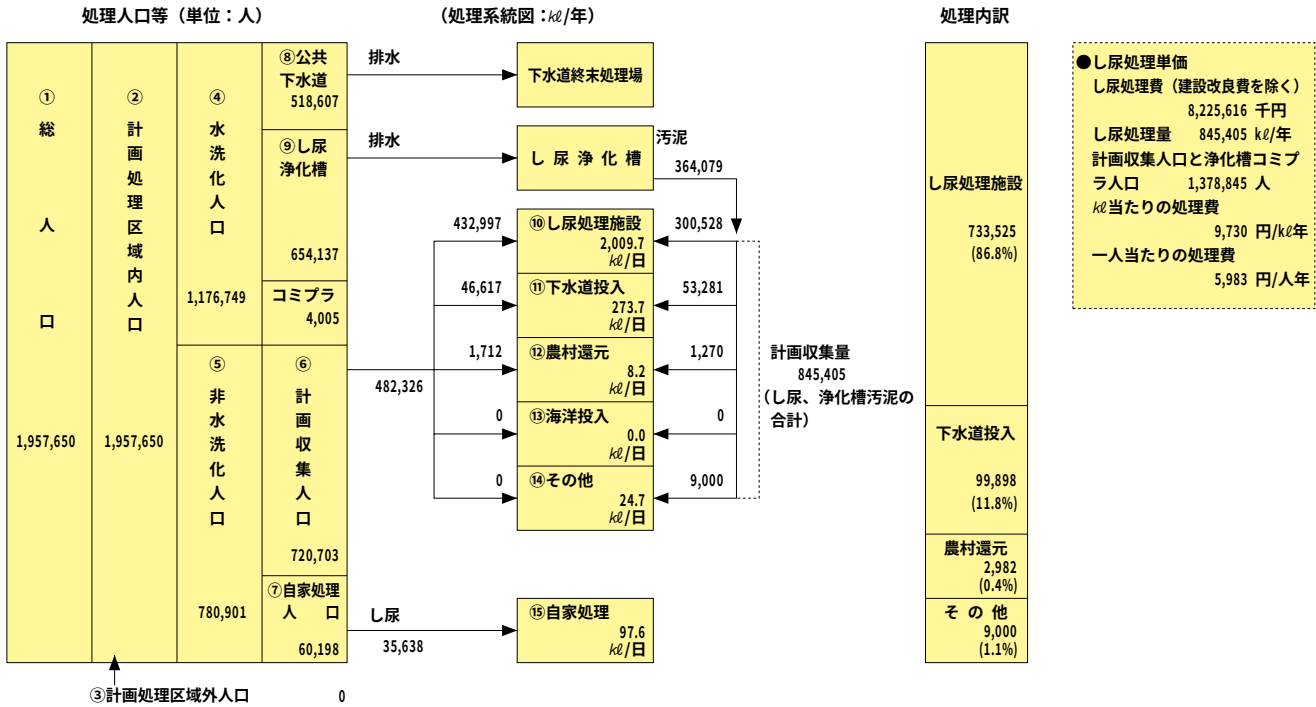
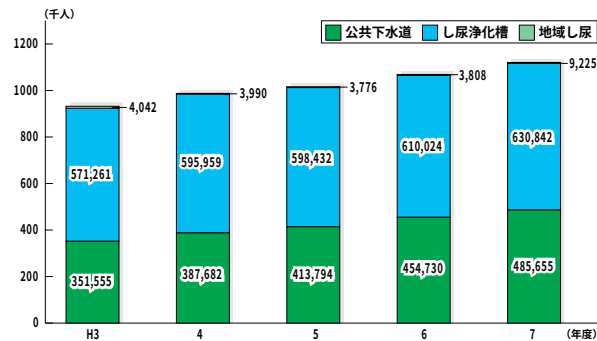


図5-6：水洗化人口の推移



水洗化人口は1,176千人で、総人口の60.1%である。内訳は、浄化槽人口が654千人（総人口の33.4%）、下水道人口が518千人（総人口の26.4%）となり、毎年増加している。

● 浄化槽の状況

浄化槽の設置基数は、平成9年度末現在で約19万基である。内訳は、単独処理浄化槽が約8割で、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽が約2割となっている。

平成9年度に新設された9,475基の浄化槽の内訳を見ると、約6割が合併処理浄化槽となっている。平成5年度以降は、新設される浄化槽に対する合併処理浄化槽の割合（新設率）は50%を超え、その割合

も年々増加している。

（2）一般廃棄物の適正処理対策

近年の生活水準の向上などにより、廃棄物の質の多様化と量の増大は著しいものがあり、施設整備及び能率アップの必要性が高まっている。加えて、昭和50年代に施設整備を行った施設が更新時期を迎えている。

このため、市町村が能率的な清掃事業の実施に努めるよう指導するとともに、一般廃棄物の適正な処理が行えるよう指導している。また、一般廃棄物の減量を図るため、住民の自主的な活動を推進している。

さらに、平成9年度に策定した「岡山县ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の「一般廃棄物処理計画」を見直し、計画的な施設整備を行うよう指導している。

また、平成9年6月に改正された廃棄物処理法の遵守及び平成9年1月に国が示した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った対策や平成10年3月に指摘された不適正処分場への焼却灰等の速やかな搬入停止と新たな処分場の確保等の対策を徹底するよう指導している。

●一般廃棄物処理施設の立入検査

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導するため、平成9年度は、ごみ処理施設161件、し尿処理施設42件、埋立処分施設98件の立入検査を実施した。

●浄化槽の適正な設置と管理

浄化槽の機能を維持するためには、適正な設置と定期的な保守点検が必要である。

平成8年度末における浄化槽保守点検業者等は、浄化槽工事業者が576業者、浄化槽保守点検業者が46業者、浄化槽清掃業者が64業者となっており、これらの業者を対象に、「浄化槽法」、「浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例」等関係法令の周知徹底及び技術指導を行っている。

また、浄化槽法に基づく知事指定検査機関として、(社)岡山環境検査センター、(社)倉敷環境検査センター及び(財)岡山県健康づくり財団の3機関を

指定し、水質検査を実施している。平成9年度では、7条検査は100%、11条検査は約84%の実施率となっており、検査結果に基づく改善指導を行っている。

また、法定検査で不適と判定された浄化槽及び新設浄化槽を対象に、適正な管理や使用方法を指導するための立入検査や設置者教育を実施している。平成9年度は、1,272基の浄化槽の立入検査を実施するとともに、浄化槽設置者講習会を31回（延べ参加者1,023人）実施した。

なお、浄化槽相談員制度を設け、浄化槽設置者に対する浄化槽の正しい知識の普及啓発及び各種相談業務を(社)岡山県環境衛生協会に委託して実施している。

●合併処理浄化槽設置促進事業

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ簡単に設置できる上、放流水の水質も良いことから、生活雑排水による生活環境

表5-7：浄化槽の設置状況

年 度	3	4	5	6	7	8	9
単独処理浄化槽	132,495	137,070	142,229	145,379	146,474	152,971	148,973
合併処理浄化槽	7,017	11,878	18,126	23,972	29,959	37,352	43,815
計	139,512	148,948	160,355	169,351	176,433	190,323	192,788

表5-8：浄化槽法定検査結果

区分 年度	7条検査	適 正		おおむね適正		不 適 正	
	11条検査	件	%	件	%	件	%
4	8,182	2,993	36.6	5,016	61.3	173	2.1
	119,190	53,498	44.9	63,651	53.4	2,041	1.7
5	9,104	4,173	45.8	4,811	52.9	120	1.3
	123,049	60,228	49.0	60,821	49.4	2,000	1.6
6	11,711	6,104	52.1	5,457	46.6	150	1.3
	129,151	72,603	56.2	54,713	42.4	1,835	1.4
7	12,403	5,989	48.3	6,106	49.2	308	2.5
	135,482	74,663	55.1	58,775	43.4	2,044	1.5
8	11,338	6,082	53.6	5,020	44.3	236	2.1
	141,886	74,535	52.5	65,125	45.9	2,226	1.6
9	11,892	8,563	72.0	3,043	25.6	286	2.4
	146,447	89,707	61.2	54,417	37.2	2,323	1.6

表5-9：補助事業の実施状況

(単位：千円)

年 度	市 村	町 数	設 置 基 数	総事業費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金
62	2		4	4,900	1,566	—
63	5		156	95,960	30,026	30,026
平成元	16		495	287,769	95,478	95,478
2	29		827	527,288	174,876	174,876
3	42		1,396	942,059	311,461	311,461
4	57		3,002	2,445,463	667,840	667,840
5	61		4,210	3,511,411	939,883	939,883
6	60		4,688	4,001,596	1,049,952	1,049,952
7	60		4,656	3,775,814	1,031,751	1,031,751
8	62		4,067	3,222,196	907,519	907,519
9	64		4,021	3,242,764	896,926	786,730
合 計			27,522	22,057,220	6,107,278	5,995,516

の悪化及び公共用水域の汚濁を防止する有効な手段である。

このため、厚生省においては、昭和62年度から合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助制度（合併処理浄化槽設置整備事業）を創設し、その普及を図っている。また、本県においても、昭和63年度に国に準じて補助金を交付する制度を創設しており、現在までに27,522基に対して補助を行っている。

(3) 循環型社会の構築

大量生産、大量消費といった使い捨てのライフスタイルが定着し、ごみの排出は年々増加するとともに質的にも多様化してきている。一方、最終処分場等の廃棄物処理施設は地域住民の理解が得られにく

く、その建設が困難となってきている。

この結果、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の増加など、廃棄物対策は大きな社会問題となっており、この問題を抜本的に解決するためには、従来のごみ処理中心の対策から、生産、流通、消費、処理といったそれぞれの段階での発生抑制、再資源化といったリサイクルを中心とする循環型社会を構築することが不可欠となっている。

●リサイクル運動の推進

ごみの発生抑制やリサイクル活動は、行政だけでなく事業者、県民が一体となって推進する必要がある。平成6年度に策定した「リサイクル推進行動計画」に基づき、地域に根ざした組織づくりを進めるとともに、「岡山市リサイクル推進大会」の開催などのPR活動を実施し、全県的なリサイクル推進運動を展開している。

また、空き缶の散乱を防止しリサイクルの推進を図るため、平成7年度から「ローカルデポジット制度」を導入している。現在、3地区で実施している。

●容器包装リサイクル法の推進

平成7年6月16日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が公布され、平成9年4月1日から本格施行された。

この法律は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化（リサイクル）を実施し、それぞれの責任分担に基づき、リサイクルを推進するものである。

県としては、平成9年2月に市町村が作成した計画を取りまとめ、分別収集促進計画を策定し、市町村における体制整備等を指導している。

2 産業廃棄物^(※)の状況と対策

(1) 産業廃棄物の状況

社会経済の発展に伴い、事業活動により排出される産業廃棄物の発生量が増大し、質的にも多様化している。平成5年度に実施した「産業廃棄物実態調査」によると、平成4年度の県内の総発生量は1,052万t/年で、前回調査の昭和58年度の総発生量に比べると345万t/年の増加となっている。

このような状況の中、産業廃棄物の適正処理及び減量化・再資源化については、近年、排出事業者の適正処理意識の高揚や処理・リサイクル技術の進歩などから着実な進展がある一方で、依然として不法投棄や野焼きなどの不適正処理も多く見られている。また、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の処理施設は、住民の不安や不信感の高

まりを背景として、確保がますます困難となっているとともに、適正処理が困難な産業廃棄物の増大、産業廃棄物の広域的な移動などの問題が生じてきているなど、産業廃棄物を取り巻く状況は極めて深刻である。

●産業廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物の処理は、排出者が自ら実施することが原則であるが、自ら実施できない場合には、産業廃棄物処理業の許可を得た業者に委託することができる。これら産業廃棄物処理業者の許可に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき厳正な審査を行っている。

平成10年3月末の許可状況は表5-10のとおりである。

図5-7：産業廃棄物の業種別発生量（平成4年度）

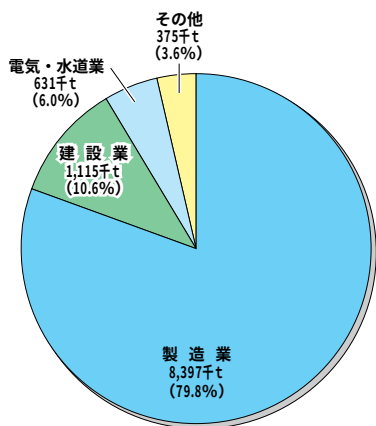


図5-9：産業廃棄物の種類別発生量（平成4年度）

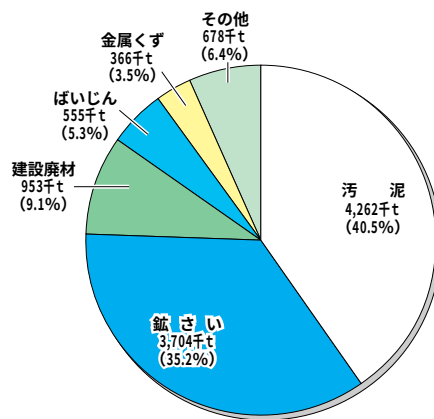
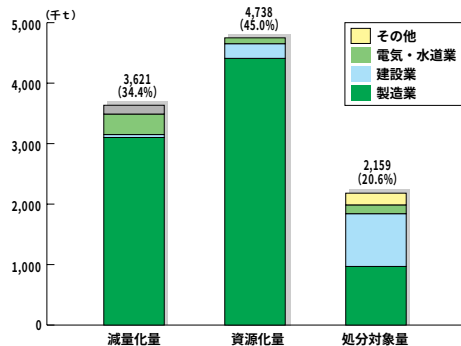
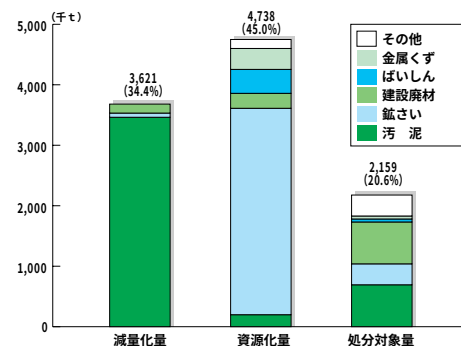


図5-8：産業廃棄物の業種別処理状況（平成4年度）



※()内は発生量(10,518千t)に対する割合

図5-10：産業廃棄物の種類別処理状況（平成4年度）



※()内は発生量(10,518千t)に対する割合

表5－10：産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物処理業の種別				9年度末許可業者
産業 廃棄物	収 集 運 搬 業			1,301 (177)
	処 分 業	中 間 処 理		116 (25)
		最 終 処 分		16 (1)
		中間処理・最終処分		8 (0)
	計			1,441 (203)
特別管理産業廃棄物	収 集 運 搬 業			175 (15)
	処 分 業	中 間 処 理		13 (1)
		最 終 処 分		2 (0)
		中間処理・最終処分		—
	計			190 (16)
総 計				1,631 (219)

(注) 1 ()は平成9年度の新規許可件数
2 岡山市内分の許可業者は除く

表5－11：産業廃棄物処理施設の状況

(平成10年3月末現在)

施設の区分	施 設 の 種 類	施 設 数
中間処理施設	汚 で い の 脱 水 施 設	111
	汚 で い の 乾 燥 施 設	4
	汚 で い の 焼 却 施 設	17 (1)
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	11
	廃 油 の 焼 却 施 設	17
	廃酸・アルカリの中和施設	1
	廃プラスチック類の破砕施設	10
	廃プラスチック類の焼却施設	47
	コンクリート固形化施設	1
	シ ア ン の 分 解 施 設	5
	産業廃棄物の焼却施設	51 (42)
	小 計	275 (43)
最終処分場	安 定 型 処 分 場	22
	管 理 型 処 分 場	18
	小 計	40
合 計		315 (43)

(注) ()は許可みなし施設で内数
許可みなし施設とは、政令の改定により、平成9年11月30日において現に存する焼却施設であって、許可対象範囲の拡大部分に該当するもの

●産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、知事の設置許可を受けている産業廃棄物処理施設は、表5－11のとおりである。

なお、平成10年6月に施行された改正法に基づき、産業廃棄物の処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市

表5－12：環境保全事業団の最終処分場の概要

処 分 場 の 位 置	倉敷市水島川崎1丁目地先
埋 立 面 積	962,580m ²
埋 立 容 量	12,340,000m ³
埋 立 廃 棄 物 量	11,250,000m ³ (約1,800万 t)
埋 立 開 始	昭和54年4月
建 設 費	13,740百万円

(注) 埋立面積等は当初数値

表5－13：環境保全事業団の中間処理及び最終処分の状況

(単位：千 t)

年 度	昭54	55	56	57	58	59	60
中 間 処 理 量	－	－	－	－	0.36	7.44	8.04
最 終 処 分 量	2,002	1,388	1,300	1,173	640	936	903
年 度	61	62	63	平元	2	3	4
中 間 処 理 量	11.12	12.81	15.03	16.94	35.70	37.90	39.27
最 終 処 分 量	892	600	607	729	750	704	484
年 度	5	6	7	8	9	累計	
中 間 処 理 量	39.19	40.32	35.94	39.51	43.69	383.26	
最 終 処 分 量	408	335	331	313	341	14,836	

町村長の意見の聴取等の許可手続が規定されており、この手続を厳正に運用し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていく。

●産業廃棄物の最終（埋立）処分

県内で発生する産業廃棄物の最終（埋立）処分量は、実態調査を実施した昭和58年度で1,660千t、平成4年度では1,880千tとなっており、中間処理による減量化や再（生）利用を一層促進する必要がある。

●（財）岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場

第三セクターとして設立された（財）岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場は、昭和54年に営業を開始して以来20年を迎え、平成9年度末における埋立処分累計は14,836千tとなっている。

また、昭和58年度からは下水道汚泥などの中間処理も実施しており、県下の産業廃棄物適正処理体制の中心的な存在である。

図5-11：廃棄物交換情報制度の流れ

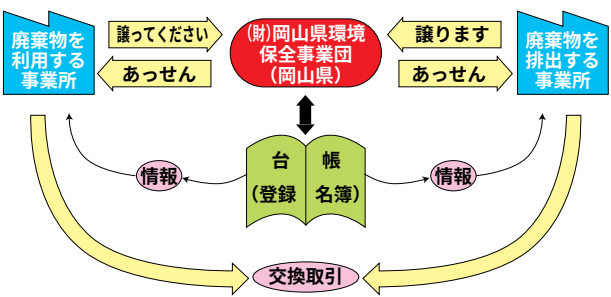


表5-14：廃棄物交換情報制度による紹介・あっせん状況

年 度	紹介・斡旋	取引成立	取引不成立	取引協議中
昭和62	14件	2件	1件	11件
63	6件	1件	1件	4件
平成元	17件	3件	10件	4件
2	5件	1件	0件	4件
3	9件	1件	1件	7件
4	7件	3件	3件	1件
5	5件	0件	4件	1件
6	10件	2件	3件	5件
7	9件	1件	3件	5件
8	5件	0件	4件	1件
9	40件	5件	16件	19件

(2) 産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物は、事業者がその処理責任に基づき適正処理することが原則となっており、あらゆる機会を通じてこの原則を徹底させるよう努めている。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成7年3月に「岡山県産業廃棄物処理計画」を策定している。この計画は、学識経験者、行政機関関係者、排出事業者・処理業者で組織されている「岡山県産業廃棄物対策会議」の意見を幅広く聴取して策定したもので、基本的な施策として、①事業者処理責任の原則、②発生量の抑制と減量化・資源化の推進、③適正処理の推進、④処理施設の確保を定めており、この施策に沿って対策を進めている。

●処理業者の育成・指導

処理業者の産業廃棄物の適正処理に関する認識は向上してきているが、一部の者による不法投棄や委

託基準違反などの不適正処理の事例もあり、このような行為が産業廃棄物処理に対する住民の不信感を招いている状況にある。

このため、講習会や立入検査を実施するとともに、関係業界団体などと協力し、処理業者の適正処理意識の向上や処理技術の向上を図っていく。

平成9年度において、不法投棄や不適正な保管などを防止するため、産業廃棄物排出事業者379件、処理業者583件、公共団体16件の立入検査を実施し、適正処理について指導した。

●不法投棄等不適正処理の防止

各地方振興局において、市町村等関係者と連携し監視指導を実施するとともに、知事が委嘱した80人の「廃棄物適正処理推進員」による環境パトロールを行っている。また、陸上からの監視が困難な島しょ部や山間地においては、小型航空機による空からの監視を実施し、不法投棄などの不適正処理に対処している。

平成9年度において、廃棄物適正処理推進員による環境パトロールの出動回数は918回で、産業廃棄物19件、一般廃棄物62件、その他8件の計89件の不法投棄を発見している。また、航空機による上空からの監視を10月14日、15日の2日間実施し、不法投棄等を2件発見している。

不法投棄を発見した場合には、地方振興局職員が発見箇所の調査を行い、違反者に対して撤去等の指導を行っている。

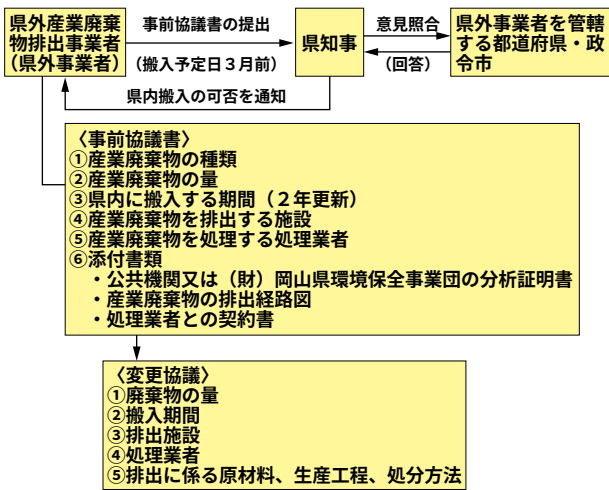
また、必要に応じて、適正処理に関し専門的な知識及び設備・機材を有している「社団法人岡山県産業廃棄物協会」等の協力を得ている。

なお、平成10年12月1日から産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用がすべての産業廃棄物に義務付けられたことから、この制度の運用を厳格に指導していく。

●発生量の抑制と減量化・資源化

岡山県産業廃棄物処理計画によると、平成11年度における産業廃棄物の総発生量は、平成7年度に比べ1.10倍に増加すると予想され、また、処分対象量も1.09倍に増加すると予測されている。このことから、排出事業者に対し、廃棄物発生量の抑制と減量化・資源化に向けた取組をより一層促していく。

図5-12：事前協議制度



また、産業廃棄物の資源化・再利用を促進することを目的として、「廃棄物交換情報制度」を昭和62年度から実施している。この制度は、再生利用できる産業廃棄物を排出する事業所及び利用する事業所の情報を（財）岡山県環境保全事業団（岡山県）が収集し、その情報を提供することにより、産業廃棄物の資源化・再利用を促進するもので、今後一層の活用を促進する必要がある。

●産業廃棄物の広域移動の対策

産業廃棄物の県内への搬入については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」（昭和52年岡山県規則第61号）に基づき、県内に持ち込む3か月前までに県外の排出事業者から知事に事前協議を行う制度を設けているとともに、搬入できる期間は2年間としている。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、排出施設等を申請させるとともに、公的な測定機関等による有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性などの確認を行っているところであり、今後とも厳正な運用を図っていく。

岡山県規則に基づく県外産業廃棄物の事前協議は、年間300件余りで推移していたが、平成9年度は378件と増大した。

年 度	平成6	7	8	9
件 数	304	301	318	378

●苦情処理

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に関する苦情件数は次のとおりであり、関係機関と協力し、苦情の解決に努めている。

主な苦情内容は、不法投棄、野焼き、大気汚染、水質汚濁などである。

年 度	平成4	5	6	7	8	9
苦情処理件数	152	165	101	202	114	241

（3）公共関与産業廃棄物処分場建設の推進

産業廃棄物の最終処分場は、施設に対する住民の不安などから民間での設置が困難となっている。このため、安全面や環境保全などに万全を期したモデル的な処分場の整備を公共関与で進めていく。

（4）焼却施設のダイオキシン対策

ダイオキシン類については、焼却施設からの発生が大部分を占めるといわれている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則の改正（平成9年12月施行）に伴う規制強化に対応し、基準の遵守、ダイオキシン類の検査の実施などについて、焼却炉の設置者に対し強力に指導している。